

資料9-2

パートナーシップ宣誓制度の都市間
相互利用に関する研究会資料

最大公約数モデル制度への対応可否の検討結果

区分	項目	最大公約数モデル制度	14市 [※] 中、最大公約数モデル制度と制度が異なる都市	再検討可能	再検討不可
宣誓の要件	対象者	制度対象者を性的マイノリティ(一方又は双方)に限定する。	3	0	3
	パートナーシップの定義	同性カップルに限定しない。	0	—	—
		同居を要件としない。	2	1	1
	年齢	成年(20歳)以上。	0	—	—
	住所	双方が市内居住であること。	5	0	5
	転入予定者	転入予定の場合、パートナーシップ宣誓日から転入までの期間を要件として規定しない。	3	1	2
	外国籍の方	配偶者がいないことの要件を婚姻要件具備証明書等で確認する。	0	—	—
	配偶者	配偶者がいないこと。	0	—	—
	第三者とのパートナーシップ関係	第三者とのパートナーシップ関係がないこと。	0	—	—
	近親者等	近親者(当事者が直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族)でないこと。	0	—	—
	養子関係	養子関係では宣誓できないが、解消すれば宣誓できる。	8	0	8
	宣誓要件の確認	宣誓要件の確認につき、確認書により行う。	0	—	—

※調査時点において導入済12市と導入予定の2市